

財務省告示第七十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十八年三月十五日に発行した利付国債の発行条件を次のとおり告示する。
 平成十八年四月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格
利付国庫債券（二十年）（第二百四十二回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一十号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三	項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け	額面金額で二百五十五億円	五千万円
								五千万円	
								振替法の規定による振替口座簿	
								の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと	
								する。	
								平成十八年三月十五日	
								額面金額百円につき九十九円九	

十 十
二 一
初 利
期 率
利 子

十 第
三 二
後 の 期
の 利 子 以

十 十 十
七 六 五 四
払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

十 九 銭 三 厘
年 ○ ・ 五 パ ー セ ン ト
平 成 十 八 年 九 月 十 五 日
と し 次 の 算 式 に よ り 支 払 期
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 っ て 以 下 、
次 号 及 び 第 十 四 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 三 月 十 五 日 及 び 九 月 十 五 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
利 子 を 支 払 う 。
平 成 二 十 年 三 月 十 五 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
日 本 銀 行
平 成 十 八 年 三 月 十 五 日